

燕子ども応援☀️おひさまプロジェクト
～太陽光発電「屋根貸し」事業～ 屋根貸し事業者募集要項

1 目的

燕子ども応援☀️おひさまプロジェクト～太陽光発電「屋根貸し」事業～実施要綱に基づき、市有施設及び民間施設の屋根で太陽光発電を設置するために、発電事業を行う事業者（以下「発電事業者」という。）に屋根貸しを希望する事業者（以下「屋根貸し事業者」という。）を募集します。

2 事業の概要

燕子ども応援☀️おひさまプロジェクト～太陽光発電「屋根貸し」事業～実施要綱のとおり。

3 スケジュール

①屋根の募集・登録（平成24年11月12日（月）～平成24年11月26日（月）まで）

太陽光発電を設置するために発電事業者に貸付けを希望する屋根を募集します。応募いただいた屋根（以下「民間施設の屋根」という。）の情報については、平成24年11月30日（金）に市有施設の屋根情報と合わせて市のホームページ等で登録・公表します。

②発電事業者の募集・登録（①と同じ）

市有施設の屋根及び民間施設の屋根の借受けを希望する発電事業者を募集します。応募いただいた発電事業者の情報については、平成24年11月30日（金）に市のホームページ等で登録・公表します。

③発電事業の参加検討申込（平成24年11月30日（金）から平成24年12月7日（金）まで）

登録発電事業者が太陽光発電の設置を検討したい施設について、平成24年12月7日（金）までに、市へ参加検討申込書を提出しますので、市がとりまとめた後、該当する屋根貸し事業者へ通知します。

④現地説明・資料提供（平成24年12月中旬予定）

参加検討申込書を提出した登録発電事業者へ、屋根貸し事業者で現地説明等の日程を調整し、連絡してください。

⑤企画提案書の提出（平成24年12月25日（火）まで）

登録発電事業者が太陽光発電を設置したい施設ごとに企画提案書を作成し、市へ提出しますので、市がとりまとめた後、該当する屋根貸し事業者へ提供します。

⑥発電事業者の選定（平成24年12月下旬予定）

市有施設の発電事業者は、企画提案書をもとに市が選定しますが、民間施設の発電事業者は、企画提案書をもとに屋根貸し事業者が選定してください。

⑦発電事業者との協議・契約（平成25年1月上旬予定）

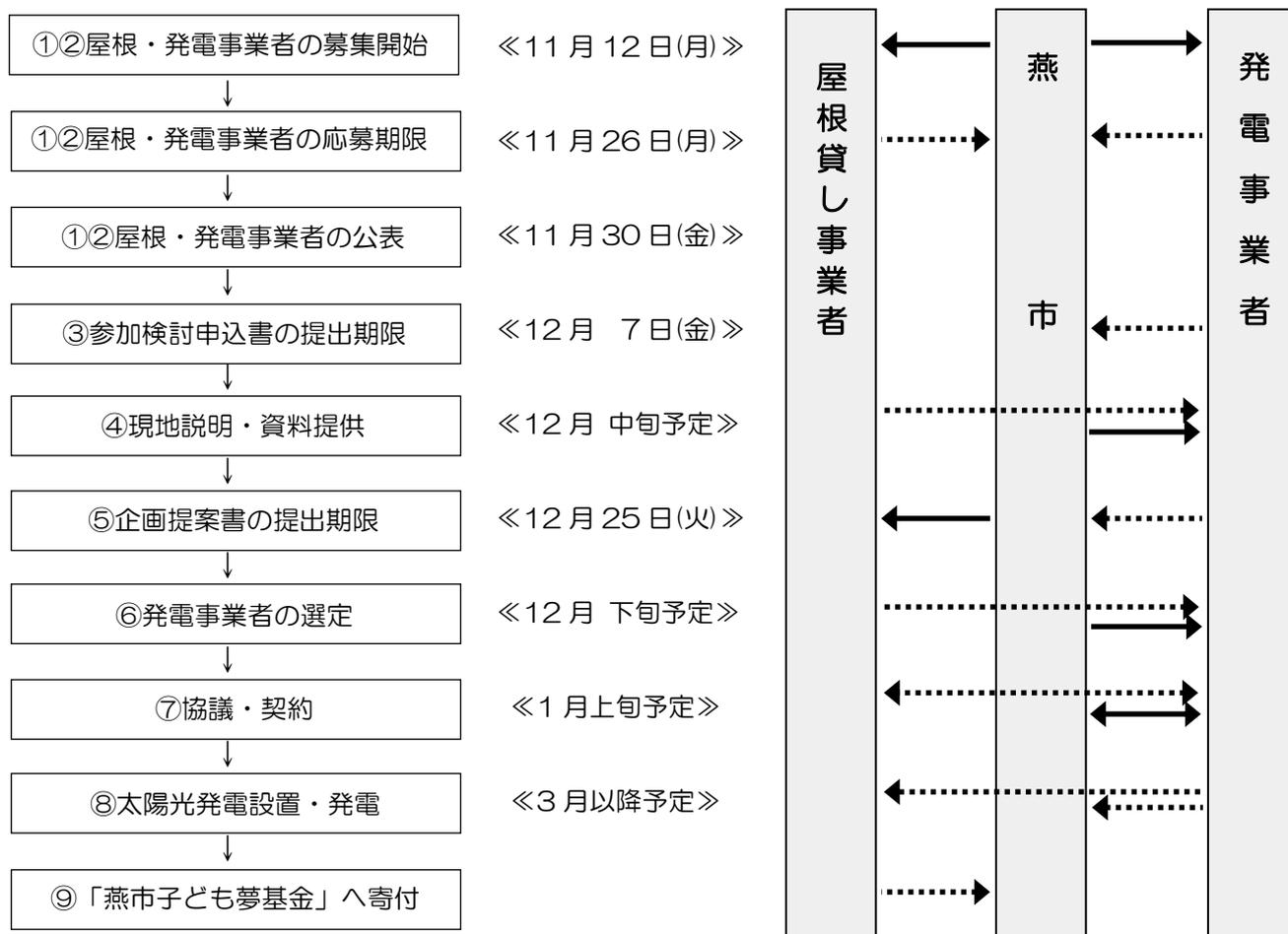
発電事業者を選定した後、太陽光発電の設置に係る協議や契約については、発電事業者と直接行ってください。なお、太陽光発電を設置し売電するにあたっては、電力会社との系統連系協議や設備認定に係る事務が必要となりますが、これらは発電事業者が行います。

⑧太陽光発電の設置・発電（平成25年3月以降予定）

太陽光発電の設置及びメンテナンスの費用は、原則、発電事業者の負担とします。

⑨「燕市子ども夢基金」への寄付

発電事業者との契約により太陽光発電を設置し、賃料収入を得た屋根貸し事業者は、その20%以上を「燕市子ども夢基金」へ寄付をお願いします。



4 屋根貸し事業者の役割

- (1) 本募集要項に基づき、「5 募集する屋根の要件」を満たす施設を市へ登録申請してください。
- (2) 登録発電事業者から参加検討申込書（市がとりまとめ）の提出があった際に、必要に応じて施設設計図書等の資料を用意し、登録発電事業者を対象とした現地説明等を行ってください。
- (3) 登録発電事業者からの企画提案書（市がとりまとめ）をもとに、発電事業者を選定し、太陽光発電の設置に向けた協議及び契約を行ってください。
- (4) 太陽光発電の設置後、賃料収入の20%以上を「燕市子ども夢基金」に寄付し、子どもたちの健やかな育成を応援してください。

5 募集する屋根の要件

屋根の要件は、次の(1)から(4)のすべてに該当するものとし、太陽光発電を設置するために発電事業者に貸付けを希望する市内の施設とします。

- (1) 20年間（固定価格買取制度の買取期間）の貸付けが可能であること。
- (2) 建築基準法に基づく新耐震基準（昭和56年）を満たしている施設であること。
- (3) 太陽光発電設備の設置可能面積が500㎡以上であること。（傾斜屋根の北面は除く。）
なお、複数の屋根をまとめて500㎡以上として応募することも可能ですが、場合によっては、発電事業者との協議等の段階で対象から外れることがあります。
- (4) 周囲に障害物がなく、日照条件が良好であること。

6 屋根貸し事業者の要件

屋根貸し事業者の要件は、次の(1)から(3)のすべてに該当するものとします。

- (1) 貸付けを希望する屋根の施設所有者又は使用者であること。
- (2) 屋根貸しによる賃料収入の20%以上を「燕市子ども夢基金」に寄付し、子どもたちの健やかな育成に応援いただけること。
- (3) 次のア～オのいずれにも該当しない企業であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

(ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

ウ 燕市における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者

エ 燕市税の滞納者

オ 次に該当する者

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第88号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

7 本募集要項に関する質疑応答

本募集要項に関する質疑を次のとおり受け付け、市のホームページにおいて回答します。

- (1) 提出書類 募集要項に関する質問書（様式1）
- (2) 提出期限 平成24年11月19日（月）午後5時（必着）
- (3) 提出方法 郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。
- (4) 提出先 〒959-1295 燕市白山町二丁目7番27号
燕市役所市民生活部生活環境課環境政策係
電話：0256-63-4131 FAX：0256-63-4219
E-mail：kankyo@city.tsubame.niigata.jp
- (5) 回答日 随時

8 応募方法

応募にあたっては、屋根貸し希望施設登録申請書に必要事項を記載の上、次のとおり提出してください。

- (1) 提出書類 屋根貸し希望施設登録申請書（様式2）
- (2) 応募期限 平成24年11月26日（月）午後5時（必着）
- (3) 応募方法 郵送、持参又は電子メールにより提出してください。
- (4) 提出先 〒959-1295 燕市白山町二丁目7番27号
燕市役所市民生活部生活環境課環境政策係
電話：0256-63-4131 FAX：0256-63-4219
E-mail：kankyo@city.tsubame.niigata.jp

9 留意事項

- (1) 本事業は、市として太陽光発電の普及を図るため、市有施設の屋根を発電事業者に貸し出すことに合わせて、より効果を高めるために民間施設の屋根貸し事業者を募り屋根情報を登録・公表するものであり、屋根貸し事業者と発電事業者の契約等を保証するものではありません。
- (2) 本事業において市有施設の貸付けにより得られる賃料収入については、「燕市子ども夢基金」に寄付し、子どもたちの健やかな育成を応援しますので、屋根貸し事業者においてもその趣旨にご理解いただき、賃料収入20%以上の寄付をお願いします。
- (3) 複数の事業者の屋根をまとめて屋根貸しを希望する場合は、代表者を定めて屋根貸し希望施設登録申請書を提出してください。なお、発電事業者との契約は、施設所有者ごとに行ってください。
- (4) 登録申請のあった施設の屋根情報は、市のホームページ等で公表します。
- (5) 太陽光発電の設置に要する費用については、原則、発電事業者の負担とします。
- (6) 固定価格買取制度の買取期間が20年の長期間となるため、屋根の維持管理（防水工事等）に係る費用負担等について、発電事業者と十分協議をしてください。
- (7) 太陽光発電の設備容量に応じて、屋根の他に変電設備等の設置スペースが必要となる

場合がありますので、発電事業者と十分協議をしてください。

- (8) 太陽光発電の設置に係る建築基準法上の取り扱いについて、発電事業者と十分協議をしてください。
- (9) 発電事業者との協議や契約等について、市が関与することはありませんが、本事業に係る相談等については、積極的に応じます。
- (10) 本事業の応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (11) 提出書類は返却しないものとします。
- (12) 登録申請後、申請を取りやめる場合は、その旨をご連絡ください。